

S & I BANGKOK NEWSLETTER NO.124

2004.12.25

発行責任者 井口 雅文

発行 S & I International Bangkok Office

TEL +66-2-261-6449、6466

FAX +66-2-261-6419、6379

Address : 253 Asoke 23rd Floor, Sukhumvit Soi 21 (Soi Asoke)

Bangkok 10110, Thailand

E-Mail : iguchi@mx1.nisiq.net

(注 : mx1 の「 1 」は数字です。)

iguchi@loxinfo.co.th

S&IWebsite: <http://www.s-i-asia.com>

CopyRight © S&I International Bangkok Office Co., Ltd.

社内用・社外用を問わず無断複製(電子的複製を含む)を禁ずる

~ 事務所より ~

(1月のタイ祝祭日のお知らせ) 1日が祝祭日です。弊所は12月29日より1月3日まで休暇と致しますので、宜しくお願い致します。なお、弊所休暇中は、ファクスやメールは通常通り利用できます。

(ホームページ更新のお知らせ)

弊社ホームページを12月25日付けで更新しました。異動にともなう事務所人員及びニュース(英語版及び日本語版) <http://www.s-i-asia.com/news-JPN-updated.htm> を更新しました。ご高覧ください。

(知的財産同窓会 (I P A A) の最近の活動及び予定)

12月18日に子供向けサマーキャンプのフォローアップ活動が30名の参加者で行われました。これは今年4月に行われたサマーキャンプ(参加者約30名)が好評であったため、そのフォローアップをラマガーデンホテルの一室を借用して行われたものです。また、21日には、工業団地セミナーのフォローアップセミナーが開かれました。1月にはAOTSセミナーを2回(特許・意匠10日 12日、及び商標24日 27日)現地企業対象に日本知的財産協会の協力の下で、日本人講師を招き開催する予定です。現在参加希望者が各々60名を超え、既に参加募集の打ち切りとなっております。

～ 編集者より～

歳末となり、今年最後のニュース配信となった。FTA 交渉にみる巨大な時代の流れ、中国やインドに見る知的財産での発展と、先進国に対するブラジルなどの発展途上国の厳しい要求、米国政府の要求から垣間見るポスト WTO の世界等など、95年 WTO 体制を幹とするならば、次第に知的財産という代物は、各国の多様性を吸収しつつ、大きく枝を広げるような勢いである。来年はどのような年になるのだろうか。知的財産という話題から大きく逸れるが、年末年始休暇にあたり、一つ話題を提供したい。

ニュースにこそ出なかったが、12月19日(日)にタイの知的財産業界で、実は大変な事件が起きたのである。バンコク郊外のローズガーデンゴルフコースで第34回 IP カップが開催された。

少々説明をしたい。この IP カップというゴルフコンペは、1996年にタイ商務省知的財産局の JICA (国際協力事業団) の工業所有権情報センタープロジェクトチームがスタートさせた当地の知的財産分野の連中相手のゴルフコンペである。参加者は、政府職員や裁判官、検察官、警察官、弁護士、企業関係者と実にオープンで多彩だ。この優勝杯は、当時の日本特許庁石井技監や早福部長などから寄付を集め、早川商標審判官が苦勞してタイに持ち込んだ高さ約70センチの巨大トロフィーである。まさに日本の援助による日タイ知的財産分野の友好の象徴とも言うべきものなのだ。

既にプロジェクトが終了して3年が経過したが、JICA 個別派遣専門家の方々の手で代々何とか継続させてきている。しかしながら、JICA 専門家も居なくなって1年が経過した。私も当時の援助事情を知る数少ない日本人なので、何とか私の事務所スタッフを使って事務局のように機能させながら、この灯を消すまいとこの一年間努力してきたつもりである。昨年からは豊崎専門家(ジェトロ JEXSA 事業の弁理士)が知的財産同窓会に加わり、にわかに活気が付いてきた。第33回(今年11月開催)の大会では、参加者が25名を数え、現地日系企業人も大いに気を吐いたのである。しかしながら、この11月に、ここに大いなる参加者が現れた。欧州特許庁の ECAP (現在、タイ知的財産局内に事務室を設置している欧州特許庁の援助プロジェクト)にニックモーリィ氏が着任した。昔からの知人だが、そのゴルフは既に定評があり、シングルハンディの腕前である。これまでに何度か一緒にラウンドさせて頂いたが、300ヤード近いドライバーに、バーディやイーグルを平気でとっていくのには唖然とさせられた。実は、12月19日に、このニック氏に、優勝杯が渡ってしまった。日本特許庁援助の言わば記念碑的存在の優勝杯が欧州特許庁へ移った瞬間であった。

この事件にはタイ知的財産局のシングルハンディのカジット氏(第二位)も悔しがった。ゴルフ

フ場でも日本特許庁の影は薄くなりつつあり、既に時代は変わってきたのだという実感が湧いてきた次第である。皆様はどう感じられるだろうか。次回は2月開催を予定している。参加資格は別に無いがマナーを守れない御仁はお断りである。出張ついでに優勝杯を日本側に奪還するツワモノは居られないのだろうか。ちなみにハンディはダブルペリエ方式である。

さて、ついでに欧州特許庁が展開する援助施策に話題を転じよう。彼らが展開する幾つかの援助施策の一つに2005年2月から3月にかけて、タイの国境税関各所でセミナーを開催する企画がされている。私が何度か論稿を通じて発表してきた現場でのセミナーが終に実現化する。国境税関で何が起きているのかを、セミナー講師や参加者も十分理解できる実に良い企画である。さらに、中央税関と地方税関とを結びつけることができるのであれば一石二鳥となる。是非、日本政府からも参加してもらいたいものである。

来年で私はタイ滞在10年となる。この10年の中で色々な事象を観察し、解釈し、皆様にお伝えして来たつもりである。その一部はさらに掘り下げて雑誌や新聞で発表してきた。幾つかのアイデアが実現し花を咲かせたが、未だに座礁しているアイデアも多い。そのような課題の中で頭の片隅で気になっているのが、このゴルフ場で見ると日本のプレゼンスの無さである。これが今の国際的趨勢ではなからうか。勢いのある国（企業）はゴルフ場でも職場でも強い。

皆様、今年もご愛読ありがとうございました。来年こそは良い年でありますよう、心より祈念申し上げます。感謝。

～シンガポールの研究拠点 Biopolis に特許事務所の Lloyd Wise が事務所を開設～

シンガポールの研究拠点 Biopolis に特許事務所として初めて Lloyd Wise が、事務所を開設した。Lloyd Wise は近くから専門的知識を供給することで、画期的研究に強力な商業上の存在を築こうとしている。生命科学産業への取り組みが実績を上げるのに従い、シンガポールではバイオテクノロジーを専門とする特許事務所や法律事務所の数が増えている。生物医学の活動は、商業化する能力と知的財産管理がなければ全く使い物にならないが、この事実をシンガポールの発明家は理解していない。この10年シンガポールにおける特許出願は飛躍的に伸びており、1994年には1,818件だったが、昨年は8,000件近くに及んだ。この伸びはシンガポール国内に留まらず、米国特許商標局によれば、2001年にシンガポールの出願者に付与された特許は300件に及び、10年前の10倍であったということである。Lloyd Wise は国際的な特許及び商標事務所で、ロンドン、マンチェスター、香港、北京、シンガポールに事務所がある。シンガポールに事務所を構えて10年程になるが、これまで約2,000件シンガポールを拠点とするクライアントの特許出願を行っている。このうち200件が現在はBiopolisを拠点に活動しているクラ

イアントのものである。

(2004年11月18日、シンガポールストレイトタイムズ)

～シンガポールの知的財産庁が著作権法改正が中小企業に与える影響について調査を実施～
シンガポールの中小企業経営者の過半数が、コピーソフトの使用は投獄された人がいないという理由で、著作権法で投獄されないと勘違いしており、まだ著作権法改正が施行されていないと思っているということが知的財産庁 (Intellectual Property Office of Singapore、IPOS) が行った調査により明らかになった。調査は IPOS が調査会社の Intercedent Asia に依頼し、地元企業 240 社を対象に昨年 12 月から今年の 3 月にかけて行われた。シンガポールではこれまで、故意にコピー商品の使用を許可していた役員や IT 管理者といった会社の担当者を取り締まることはできなかったが、1 月 1 日からこの規定が変わる。1 月 1 日から会社の担当者は初犯の場合、2 万ドル以下の罰金及び/又は 6 ヶ月以下の懲役が科されることになる。再犯の場合は 5 万ドル以下の罰金及び/又は 3 年以下の懲役となる。現在は会社に罰金が科されるだけである。調査では、エンフォースメントの厳格化に対して準備ができていないと答えた企業が 36%、ソフトウェア購入の管理をしていると答えた企業が 74%、会社で使用されているソフトウェアが合法の商品であるか確かめるため監査をすると答えた企業が 44% であったという結果も出ている。この調査の目的はシンガポールの中小企業に知的所有権法改正がどのような影響を及ぼすか調べることで、コピーソフトの使用については質問されていない。シンガポールには 12 万社の中小企業があるが、このうち 5 万社がソフトウェアのヘビーユーザーであると見られている。

(2004年11月19日、シンガポールストレイトタイムズ)

～シンガポールで行われた捜索で 90 万ドル相当のコピーソフトを押収～
シンガポール警察が昨日 2 時間に渡り全国一斉に行った捜索で、コピーソフト 90 万ドル相当が押収された。捜索は犯罪捜査局の知的所有権部門 (Intellectual Property Rights Branch、IPRB) の担当官によって行われ、音楽 CD や、パソコン及びソニープレイステーションのゲームソフトの違法コピーを販売する店が摘発された。店舗は休日の学生達で賑わっていた。捜索は昨日午後 1 時に開始され、Bedok の HDB heartland、Toa Payoh Central、Bukit Batok 及び Yishun にある 6 店舗で行われた。捜査員によると売り上げは順調で、週に 2 回商品の補充を行っていたということである。IPRB の責任者である Assistant Superintendent の Tan Kha Khin 氏は、今回の押収量は今年行われたコピー CD の捜索で最大規模のものであり、一度に heartland にある店舗を多数摘発したのは初めてであったと述べている。同氏は学校が休みの時期になると、退屈した学生がゲームを買いに来るので、この種の店が次々に現れると認識していると語る。コンピュータープログラム、音楽、ゲームなどの CD 6 万枚が押収され、24 歳

から 70 歳までの男 6 名が逮捕された。販売者の中には捕まることを全く予期していない者もいた。透明のプラスチックカーテンで覆っただけという店もあり、中でコピーCD を売っているのが歩行者に丸見えであった。また、エアコンが付いている店もあった。コピーCD の製造にかかるコストは 1 枚 50 セント程度で、販売価格は 10~15 ドルであるということである。今回の前に捜索が行われたのは昨年 2 月で、この時はコンピューターソフトと音楽 CD 8 万枚、112 万ドル相当が押収された。

(2004 年 11 月 26 日、シンガポールストレイトタイムズ)

~ シンガポールで海軍に模倣品を販売したビジネスマンを逮捕 ~

シンガポール海軍に海軍艦艇の予備部品の模倣品を本物と偽って販売したビジネスマンに対し、昨日 7 万 2,000 ドルの罰金刑が言い渡された。この男は Lim Teck Beng (39) で、Tuas 海軍基地の資材経理担当官に賄賂を贈った。この担当官が内部情報を漏らし、本物の部品を渡したため、コピーを製造することができたものと認められている。この担当官 Teh Hang Peng も先月 6 万ドルの罰金刑が言い渡され、Lim から受け取った額である 9,300 ドルの罰金を支払うよう命じられた。

(2004 年 12 月 1 日、シンガポールストレイトタイムズ)

~ タイ米 FTA 交渉において薬剤の強制実施権と並行輸入を求めるよう、タイの知財専門家が指摘 ~

タイ政府は米国との FTA 交渉において、薬の強制実施権や並行輸入の支持について米国に強く要求すべきであるとある知的所有権の専門家は指摘する。こうすることで、タイ人には医療や薬を入手する権利があることを再確認することができる。これは公営企業や非政府組織が交渉の初めの段階から訴えてきた、多くの関心を集める分野である。Sukhothai Thammathirat 公開大学で知的財産の講師を務める Jakkrit Kuanpoth 氏は、WTO 加盟国により受諾されたドーハ宣言により、TRIPs 協定に基づき強制実施権又は並行輸入により特許権を無効とすることができる」と語る。しかし米国は FTA 二国間協議に際してはこれらの規定を軽視し、知的所有権保護に強い姿勢を示すと、同氏は指摘する。例えば米シンガポールの FTA では強制実施権は、反競争的な行為が決定的な場合、公共の非営利目的で利用される場合、国家の有事及び/又は極めて緊急性の高い事態が起こった場合という 3 つの事態に制限されている。タイと米国はこれまで 2 回の貿易交渉を行ったが、今のところ知的財産問題は触れられていない。

(2004 年 12 月 11 日、バンコクポスト)

~ タイ政府が自国で開発したエイズ治療薬を米国 FDA に登録申請 ~

タイの政府医薬品局 (Government Pharmaceutical Organisation、GPO) の Thongchai

Thavichachart ディレクターは昨日、GPO が低価格エイズ治療薬 GPO-VIR S-30 のアメリカ食品医薬品局(USFDA)への登録を進めていることを明かした。これが登録されれば、USFDA の基準と同水準の輸出用医薬品を製造することが可能となる。GPO では 12 月 7 日に行われる USFDA との協議に向け、担当チームを派遣する。7 月中旬にバンコクで開催された国際エイズ会議において、アメリカ側は President's Emergency Plan for HIV/Aids Relief(PEPFAR)の下、発展途上国の患者のためにタイから抗レトロウィルス薬を購入する構えがあることを表明している。タイ保健省の Sudarat Keyuraphan 大臣は USFDA がタイの提案を早急に承認することを期待しているとし、承認後すぐに需要が拡大するとの予測のもと、新たな国立製薬工場の操業を急ぐ構えであると語っている。

(2004 年 11 月 23 日、バンコクポスト)

～タイの模倣品対策活動とアジア太平洋地域のコピー商品の割合～

アジア太平洋地域において、コピー商品によりハリウッドの映画制作会社が 2003 年に損失した額は 7 億 1,800 万 US ドルに及ぶことが Motion Picture Association(MPA)の調査によりわかった。この地域で最もコピー商品が占める割合が高いのは、ベトナムの 100%で、最も低いのはオーストラリアの 8%であった。世界全体では 35 億ドルの損失があったということである。MPA の最近の取り組みは問題意識を高めることで、映画館での広告や、「コピーは犯罪」というメッセージを流している。タイではこの 1 年間このメッセージが掲示されてきたが、英語表記のみであった。タイ語版の新しいメッセージが、市場によりインパクトを与えるものと期待されている。MPA によれば、英語での広告キャンペーンにより、タイでは 2002 年に 70%だったコピー商品の割合が、昨年は 60%に減少したということである。この数字はパーセンテージが一桁の先進国にはまだまだ及ばない。しかし先進国ではコピー商品の占めるパーセンテージが一桁であっても、ハリウッドにもたらす損失額は大きくなる。日本では昨年コピー商品の割合は 9%であったが、額に直すと 1 億 4,700 万ドルの損失となり、これはタイの 5 倍に当たる。タイのコピー商品対策について商務省の Anuthin Charnveerakul 副大臣は、VCD や DVD 製造用機械は輸入に当たって知的財産局への登録が義務付けられており、ディスク製造を監視できるようになっていると語る。また、違法商品の製造及び販売を行っている拠点を報告した者には報酬が与えられる。知的財産局によれば、同局は今年 1 月から 10 月までの間に音楽及び映画の VCD と DVD についての著作権侵害事件 4,250 件で 67 万 9,223 点を押収したということである。Anuthin Charnveerakul 商務省副大臣は、商務省ではエンフォースメント強化のため、著作権法を改正しディスク製造機械についての規定を厳格化することを検討中であると語っている。現在、知的財産局には模倣品の捜索を行う権限はなく、情報提供を行うのみで、捜索は税関と著作権者のチームによって行われている。

2003年の国別コピー商品の割合と損失額

国名	割合 (%)	損失 (100万\$)			
オーストラリア	8	45	ニュージーランド	9	6
中国	95	178	パキスタン	95	12
香港	20	28	フィリピン	89	33
インド	60	77	シンガポール	15	8
インドネシア	92	29	台湾	44	42
日本	9	147	タイ	60	28
韓国	20	40	ベトナム	100	7
マレーシア	50	38			

Motion Picture Association 調べ

(2004年12月4日、バンコクポスト)

～タイ保健省が地元の薬用ハーブの権利保護を計画～

タイ保健省は、地元の薬用ハーブ *kwaa khrua*、学名 *Peuraria candollei* を他国に搾取されないよう保護する計画を打ち出した。タイ伝統薬及び代替薬開発局(Thai Traditional and Alternative Medicine)の Vichai Chokeviwat 局長は昨日、今後公聴会を開き、特許利用からこのハーブを守る規則を6ヶ月以内に公布すると語った。研究者、輸出業者、生産者及び公的機関の代表者による会議が金曜に開催される予定である。このハーブは女性ホルモンの活性化、豊胸、更年期障害の軽減、シワ取りに使用される。今回の問題は先月、生物多様性問題の活動家と知的財産法の専門家が、日本企業が2年前にこの植物について米国で特許を取得したことを指摘したことから問題視されるようになった。Vichai Chokeviwat 局長は、現在の規則では *kwaa khrua* の加工品は保護対象となっておらず、この抜け穴により他国が採取、研究開発、特許取得のために輸入することとなってしまったのだらうと述べている。計画中の規則では白、赤、黒の3種類の *kwaa khrua* が保護対象となる見込みである。タイは *kwaa khrua* 製品の輸出で年間5億バーツの利益を得ている。しかしハーブから抽出した薬剤を製造するタイの業者に特許が付与されたのは、1999年に1件あるだけである。保健省では更に8種類のハーブを保護対象リストに加える計画であるが、まず農業協同省、国立遺伝子工学及びバイオテクノロジーセンターによる更なる研究が必要とされる。また、タイ伝統薬及び代替薬局では先立って、Fah Talai Jon(kreat)、tumeric、white *kwaa khrua*、Kra Chai(galingale)、Mon(mulberry)、Chum Hed Thet(golden bush)、pepper、Krajeab Daeng(red hibiscus)、plai の医療品の商業利用や研究開発を推進すると発表している。

(2004年12月8日、バンコクポスト)

～タイ日経済連携協定～

タイと日本は経済連携協定（Economic Partnership Agreement、EPA）の 21 章のうち、10 章について合意に達した。しかし関税切り下げのリスト、知的財産、労働力の動きといった主要議題については合意に至っていない。交渉団責任者の Pisan Manawapat 氏は昨日 5 回目の交渉を終え、貿易・投資の自由化、中小企業、サービス及び金融セクター、観光、情報技術、科学技術、教育、人材開発に関連する分野について進展があったと語った。同氏によれば、両国財務省によるペーパーレステレーディング、通関手続き、知的財産、原産地規則についての交渉も前進したということである。知的財産に関する議題について、日本側は最終製品に加えパーツや部品の保護も求めている。情報筋によれば、日本に与えられる保護は WTOTRIPs の下、WTO に加盟する全ての国に供与されなければならないため、非常に慎重を期する問題であるということである。

（2004 年 12 月 10 日、バンコクポスト）

～タイのハーブ保護法案について厳しすぎるとの批判～

タイのハーブ、kwaao khrua 保護に関する法案について研究者、科学者、企業、非政府組織の担当者による公聴会が開催され、保健省の法案は厳しすぎ、国内でのハーブ製品の利用、開発の障害となるとの批判を受けた。法案では漠然と保護対象の kwaao khrua の種類が特定され、ハーブの所有権が制限されている。チュラロンコン大学理学部の研究者である Wichai Cherdshewasart 氏は、kwaao khrua を外国企業による搾取から保護するというのは良い意向だが、省の発表は、長い目で見れば国内における研究及び貿易目的でのハーブの利用を妨害するものであったと語る。ハーブの密輸や特許による搾取を防ぐため、政府機関や公的機関は乾燥 kwaao khrua 10 kg 及び原材料 100 kg の所有しか認められない。Wichai Cherdshewasart 氏は研究開発にはこの量では足りないとする。地元ハーブ生産者の代表、Wiwat Chaiwattanametin 氏は、化粧品やサプリメントの生産するためには、kwaao khrua は最低でも 1 トンが必要であると述べている。当局はハーブの栽培についてより良い推進活動を行うべきであり、そうすれば発表はもっと制限のないものになると上記の人々は語っている。政府や企業が使用している kwaao khrua はほとんどが熱帯林で自然に育ったものである。知的財産の専門家である Jade Donovanik 氏は農業協同省、保健省、国立遺伝子工学及びバイオテクノロジーセンターといった機関がまず、生物多様性や特許保護について現行法の見直しを行うべきであると語る。同氏は特許法において、登録までの間にハーブの出所を特定するよう規定すべきであると提案している。外国の個人や企業がタイのハーブを特許化しようとした際、タイはこの規定を利用することができる。Thai Holistic Foundation の Rossana Tositrakul 会長は、保健省はハーブの製法についてのみ特許登録を許可し、ハーブ薬剤の使用を国の医薬品リストのハーブ製品も含め、国の病院に推進して行くべきであると語っている。タイ伝統薬及び代替薬開発局の Vichai Chokeviwat 局長は同局が法案を見直し、公聴会から 1 ヶ月以内に発表を訂

正すよう大臣に提案するつもりであると語っている。

(2004年12月12日、バンコクポスト)

～タイのジャスミンライスを地理的表示法で保護する計画～

タイの Surin と Thung Kula Ronghai を原産地とするジャスミンライスを地理的表示法で保護するため、タイ農務省と知的財産局が協力体制を組んだ。Rice Research Institute の Laddawan Kannuch 氏は来年までに上記2種の香り米を地理的表示法に登録して欲しいと語る。この法律は8月28日に施行され、各地方を原産とする米の特許化計画に有用であるとされているが、その米が登録される前に出所についての調査が行われる予定である。Laddawan Kannuch 氏はこの法律は Saraburi の Khao Jao Sao Hai、Phattalung の Khao Sang Yod、Lampang の Khao Niew Kiew Ngoo など他種の米の保護にも行使されることになるだろうと語っている。

(2004年12月20日、バンコクポスト)

～中国の模倣品製造者のしたたかな知的財産戦略～

中国の模倣品に対する国際圧力が予想外の事態を生んでいる。中国企業は製品をコピーするだけでなく、地元で模倣品について特許出願や、その他の知的所有権の主張を行い、事実上中国での法的な権利所有者となっている。法律と貿易の専門家は、模倣者が、自分たちが特許化した製品を外国企業が盗用したとして、提訴する事態にもなりかねないと指摘する。知的財産専門の弁護士 Xiang Wang 氏は、外国特許をコピー又は少しだけ改良して、審査が厳しくなく、迅速かつ容易に登録される実用新案や意匠出願を行っている企業もあると語る。外国企業が自社の知的財産を侵害したとして中国企業を告訴しても、中国の訴訟手続きは時間がかかるため、前述の中国企業の戦略が利益を生むことになる。模倣行為の新しい方法に、外国のライバル企業より前に中国で商標を出願してしまうというものがある。特許や商標の「先願」は「先発明」や「先使用」より法的に重要であると Xiang Wang 氏は語っている。もし外国企業が中国で特許や商標を出願しなければ、その会社の商品は税関によって差し止められ、中国に参入できなくなってしまう。加えて中国の法律制度は事実上刑罰がなく、地方自治体が裁判所に、その地域で納税、雇用をしている企業に甘くするよう圧力をかけることもしばしばあると同氏は指摘している。

(2004年11月16日、シンガポールストレイトタイムズ)

～インドの製薬会社によるファイザーの特許への異議申立に対しファイザーが弁論～

インドの Ranbaxy Laboratories 社が、ファイザーが Lipitor について保有する2件の米国特許の妥当性に無効を申し立てていた件について、火曜日ファイザーが弁論を行った。ファイザーは、Ranbaxy Laboratories 社はファイザーの研究開発成果に便乗しようとしていると強く主張

した。Liptor とはコレステロール降下薬で、調剤薬の中で世界トップの売り上げを誇る。Ranbaxy Laboratories 社はその利益のほとんどをインド国外で販売しているジェネリック薬品から得ている。同社は Liptor のジェネリック版の販売を目論んでおり、同社の製品はファイザーの特許を侵害するものではないと断言している。また同社は、ファイザーの 2 件目の特許は不当に登録されたものであり、法的強制力はないと主張している。米国デラウェア地方裁判所における冒頭陳述において、両社は薬剤化合物の分子構造の詳細について議論を交わし、ファイザーが数年かけて行った科学研究を振り返った。Ranbaxy Laboratories 社はファイザーが公表していない重大な科学データについて、patent-review board の決定に影響を及ぼすものとして、請求した。patent-review board では 1 件目の特許の存続期間延長と 2 件目の特許の登録を決定している。もし Ranbaxy Laboratories 社が勝利し、裁判所が 1 件目の特許の存続期間延長を無効とし、2 件目の特許を取り消せば、Liptor の現在の特許は 2006 年半ばに期間満了となる。

(2004 年 12 月 2 日、タイネーション)